

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程

平成16年10月1日
規程第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号）第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長（以下「学長」という。）の解任の申出に関し必要な事項を定める。

(学長解任の決定機関)

第2条 学長の解任の決定は、学長選考会議が行う。

(学長解任の要件)

第3条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するときに、学長の解任を決定することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。

(学長解任の方法)

第4条 学長の解任にあたっては、解任の発議又は請求（以下「発議等」という。）、学長選考会議の審査及び学内意向聴取により行う。

(学長解任の発議等)

第5条 学長選考会議は、次の各号に掲げる学長の解任の発議等に基づき、審議する。

- (1) 学長選考会議委員の発議
 - (2) 投票資格者の請求
- 2 前項第2号の請求は、投票資格者の3分の1以上の同意を必要とする。
 - 3 第1項の審議は、発議等があった後、1箇月以内に行う。
 - 4 発議等に関し必要な事項は、別に定める。

(学内意向聴取の実施)

第6条 学長選考会議は、前条の審議の結果、当該発議等の理由について正当性があると判断したとき、その旨を学長及び発議等を行った者に報告するとともに、学内意向聴取の実施について別に定める公示を行う。

- 2 学内意向聴取は、学長の解任について可否を問う無記名投票（以下「投票」という。）により行う。
- 3 学長選考会議は、前条の審議の結果、当該発議等の理由について正当性がないと判断したとき、その旨を学長及び発議等を行った者に報告する。

（解任の決定等）

- 第7条 学長選考会議は、学内意向聴取の結果を参考に、学長の解任の可否を決定する。
- 2 学長選考会議は、解任の審議結果について、学長に報告するとともに、別に定める事項を公示する。
 - 3 学長選考会議は、学長の解任を決定したとき、文部科学大臣に申し出る。

（投票実施委員会）

- 第8条 学長選考会議は、投票を実施するため、投票実施委員会を置く。
- 2 投票実施委員会は、学長選考会議によって選出された委員5人をもって組織する。
 - 3 投票実施委員会に委員長を置き、学長選考会議が指名する。
 - 4 委員長は、投票実施委員会を主宰する。

（投票の公示）

- 第9条 投票実施委員会は、投票の実施について、別に定める事項を公示する。

（投票資格者）

- 第10条 投票資格者は、前条の公示日に在職する次に掲げる者とする。ただし、投票の公示の日において休職中、停職中又は海外渡航中の者及び投票の日までに離職した者は、資格を有しない。
- (1) 学長
 - (2) 理事（非常勤は除く。）
 - (3) 専任の教授
 - (4) 事務局長
 - (5) 事務局の部長、次長及び課長

（不在者投票及び代理投票）

- 第11条 投票日に公務による出張及び研修により投票できないときは、不在者投票を行うことができる。
- 2 代理投票は認めない。

（投票結果の報告）

- 第12条 投票実施委員会は、投票が終了後、速やかにその結果を学長選考会議に報告するとともに、学内に公表する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、学長の解任に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。